

1000円
以上！

最賃裁判ニュース

NO. 8

2012年

1月23日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855

第3回裁判報告 次回は2月27日月11:30~(裁判所前10時集合) 31歳の原告森山さんが法廷の心を揺さぶる意見 陳述。次回裁判は門前払い突破の重大な山場に

1月23日、横浜地方裁判所で第3回裁判が開かれました。原告は11名参加し、支援傍聴者は60名。31歳の森山さんが、教職を目指しながら最低賃金ギリギリの生活することの困難な実態を陳述し、「国は入口問題で引き伸ばしてばかりいないで、早く私たちの訴えにかみ合った中身の議論に入ってほしい」と訴えました。さすがに裁判官も「次回から中身に入ってはどうか」と裁判指揮し、追い詰められた国はシドロモドロに、、、。

次回裁判で(場合によっては中間判決も含め)「入口問題の議論は終わる」ことが確認されました。

法廷で意見陳述した森山さんは31歳。川崎市のわくわくプラザと横浜市都筑区の学童保育の仕事をし収入を得ています。昨年12月は、わくわくプラザで35時間、都筑区の学童保育で63時間働きました。毎月、2つの学童保育を合わせて、100時間程度働いても、月収は10万円にも届きません。この状態で、教職を目指して通信教育を続け、彼女との結婚にも悩んでいます。以下、本人陳述の概要です。

払いたくても社会保険料が払えず、衣服も今年の夏から買ってない

私の毎日の生活は苦しいです。食事は食材を安くまとめ買いし、自炊して節約しています。去年の春から洋服は買っていません。休みの日に遊びにでかけたいと思っても、食費を切り詰めるしかなく、休日は家で過ごすことがほとんどです。

生活が苦しいので、私は、ここ2、3年、国民年金の保険料を支払っていません。収入が増えない中、国民年金の保険料を支払う費用を確保できなくなり、払いたくても払えない状態になってしまいました。そのため、老後の不安についてはもちろんありますが、高齢者を支えなければいけない現役世代として申し訳ない、情けない気持ちの方が大きいです。しかし、今生きていくだけのお金も足りない状況なので、年金のことはあまり考えないようにしています。

裁判終了後の「報告集会」の様子。
正面右で、立って発言しているのが意見
陳述した原告の森山さん。



教員を目指して勉強したいが、その時間や学費にも事欠く状態

私は、教員免許を得るべく勉強を続けていますから、その費用もかかります。通信教育の費用として、初年度は年間20万円を、現在も年間6万5千円程度を支払っています。今年も支払が迫っていますが、まだお金を用意できていません。また、通信教育を受ける他に、スクーリングと言っていますが、学校に授業を受けに行つて単位を取る必要もあります。毎年1週間程度、授業を受けて、5単位ほどとるので

すが、1単位取るのに1万円程度の費用がかかります。スクーリングの日は仕事ができず、別途交通費等もかかりますから、目先の収入をとるか、教員になるという夢を実現するためにスクーリングを受けに行くべきか、いつもそのバランスに悩んでいます。

将来に希望が持てる。子供を生み育てられる最低賃金にして欲しい

私たちが望むのは、展望が見える生き方をしたい、将来に希望が欲しいということだけです。私のように、最低ラインぎりぎりのところでの生活を続けていると、ずっとこのまま苦しい生活が続くのではないかというイメージしか持てません。自分がやりたいことも、今の収入では我慢しなければならず、そのうち人生を充実させたいという想いすら薄れて、最後はただ生きているだけの人間になってしまう気がします。そんな人生は、人間らしい人生とは言えないでしょう。

私には付き合っている彼女がおり、結婚して子供を持ちたいですがこの状態ではとても無理です。私たちのように、生活苦のために子どもが欲しくても叶えられない人だって多くいるのです。若者が、子どもを育てられるだけの収入を得られるようにすることが必要だということを、どうして分かってもらえないのでしょうか。この裁判で最低賃金が上がり、私の収入が増えれば、私も彼女も、未来に夢や希望を持てるようになります。だからこそ、一日も早く、最低賃金を大きく引き上げて欲しいのです。

ですから、国の代理人の方たちには、訴訟要件がどうのこうのと形式的なことばかり言うのではなく、早く、実質的な中身の話に入って下さい。

弁護団の追及に被告=国は抗弁できずシドロモドロに。 次回は入口問題突破の山場に

弁護団 被告=国は、「門前払い」に固執して原告68人の「最低賃金千円以上にすべき」という切実な訴えに対して全く答えない。これ以上入口問題で引き伸ばすのはやめて、中身の議論にはいるべき。

被告=国 原告適格（訴える資格のあるなし）において「法律で保護されるべき訴えの利益」があるのかわからない。ちょっと抽象的だが、。入口の問題（処分性）については、裁判所の判断に従う。

弁護団 原告適格については、「神奈川県内で働いていること。時給千円未満で働いていること」が条件である。少なくともこの間3回の裁判で陳述した原告3人は証拠書類も出しており適格で裁判は成立している。これ以外の原告についても随時提示していくが、提訴以降失職したり時給が上がり千円以上になった場合適格を失うなど変動する。いずれにせよ裁判の最後（結審）時点での原告適格の再確認が必要である。

裁判官 入口の問題（処分性）は双方主張をほぼ出し尽くしている。「原告の訴えの利益」については、最低賃金が（千円以上に）上がって原告個別の賃金が上がるから利益はあるでしょう。

弁護団 原告の個別の労働契約（時給）に最低賃金が直接に影響を及ぼしており、これが千円以上になれば具体的な引き上げの効果（利益）がある。「最低賃金千円が法で保護されるべき水準か否か」はまさに今回の裁判で争う争点である。中身に入って被告=国は反論をすれればいい。

裁判官 被告=国が原告適格についてまだ何か言いたければそれはそれでやりつつ、中身の議論に入って並行してやりたい。被告=国は、入口問題で「中間判決」まで出すことを求めて争うつもりなのか。

被告=国 2週間時間をいただきたい。この間に、「中間判決」まで求めるか否か検討の上で提示する。

裁判官 では、次回期日2月27日（月）に「入口問題」の結論を得る場としたい。被告=国は「中間判決」を求めるのか、並行して訴えの中身に入って反論をするのか意向を明確にされたい。

<解説>

今回裁判所は大きく踏み込んだ判断をしました。「入口問題」の論点は出尽くした。次回裁判で中身に入っていき（中身に入って裁判続行）か、否か（中間判決）の結論をもつということです。

中間判決とは、今回の裁判のように「入口問題」（裁判で争うに足る事案なのか）と「訴えそのものの争い」の2つある場合、まず前提となる「入口問題」について裁判所が判決を下すことを言います。通常の行政訴訟では被告=国は「入口と中身」の双方に反論を出して法廷で争い、最終的な判決（終局判決）で「入口問題」で原告の訴えが退けられることがあります。（それでも判決文の中で「中身」のことについて触れる場合が多いです。）

今回、国は中身の反論を全くしない（したくない？）のは異例です。被告=国の出方はわかりませんが、次回裁判は、「入口問題」に決着をはかり、中身の議論を迫っていく重大な山場となる裁判となります。